

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年7月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600023 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600051 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 11 日は 13 万 3,000 円から 15 万円、平成 16 年 12 月 10 日は 15 万円から 17 万 6,000 円、平成 17 年 7 月 11 日は 15 万 3,000 円から 17 万 6,000 円、同年 12 月 15 日は 15 万 3,000 円から 17 万 2,000 円、平成 18 年 3 月 14 日は 8 万 3,000 円から 9 万 8,000 円、同年 7 月 10 日は 12 万 7,000 円から 14 万 3,000 円及び平成 19 年 12 月 10 日は 15 万 2,000 円から 17 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 11 日、平成 16 年 12 月 10 日、平成 17 年 7 月 11 日、同年 12 月 15 日、平成 18 年 3 月 14 日、同年 7 月 10 日及び平成 19 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の各標準賞与額（訂正前の各標準賞与額を除く。）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 10 日及び平成 17 年 7 月 11 日は 18 万円、平成 18 年 3 月 14 日は 10 万円、同年 7 月 10 日は 15 万円、平成 19 年 12 月 10 日は 18 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 16 年 12 月 10 日、平成 17 年 7 月 11 日、平成 18 年 3 月 14 日、同年 7 月 10 日及び平成 19 年 12 月 10 日の訂正後の各標準賞与額（上記 1 の訂正後の各標準賞与額（平成 16 年 12 月 10 日及び平成 17 年 7 月 11 日は 17 万 6,000 円、平成 18 年 3 月 14 日は 9 万 8,000 円、同年 7 月 10 日は 14 万 3,000 円並びに平成 19 年 12 月 10 日は 17 万 6,000 円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 11 日
② 平成 16 年 12 月 10 日
③ 平成 17 年 7 月 11 日

- ④ 平成 17 年 12 月 15 日
- ⑤ 平成 18 年 3 月 14 日
- ⑥ 平成 18 年 7 月 10 日
- ⑦ 平成 19 年 12 月 10 日

A社から、請求期間①から⑦までにおいて賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の賞与支給額に見合う標準賞与額になっていない。所持する賞与に係る明細書(以下「賞与支給明細書」という。)等を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額を訂正し年金額に反映させるとともに、保険給付に反映されなくても事実に即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②、③、⑤、⑥及び⑦について、請求者から提出された当該期間の賞与支給明細書の写し及びA社の社会保険担当取締役の陳述から、請求者は、請求期間②及び③において 18 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、17 万 6,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（1 万 2,222 円）を、請求期間⑤において 10 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、9 万 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（6,960 円）を、請求期間⑥において 15 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、14 万 3,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（1 万 185 円）を、請求期間⑦において 18 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、17 万 6,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（1 万 3,178 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間①及び④について、A社の社会保険担当取締役の陳述及び複数の同僚から提出された当該期間の賞与支給明細書の写しにより、当該賞与の支給決定額は全て万円単位の金額となっていること、当該賞与の現金支給額に見合う標準賞与額はオンライン記録の訂正前の標準賞与額と一致していることが確認できることなどから判断すると、請求者は、請求期間①において 15 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、請求期間④において 18 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、17 万 2,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑦までの標準賞与額については、請求者の賞与支給明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額又は同僚の賞与支給明細書の写しにより推認できる賞与支給相当額若しくは厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 15 万円、請求期間②及び③は 17 万 6,000 円、請求期間④は 17 万 2,000 円、請求期間⑤は 9 万 8,000 円、請求期間⑥は 14 万 3,000 円並びに請求期間⑦は 17 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間①から⑦までの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届について、請求者の賞与支払額を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①から⑦までの賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の各標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者から提出された賞与支給明細書の写しによると、上記1のとおり請求者は請求期間のうち、請求期間②、③、⑤、⑥及び⑦において各標準賞与額に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者のA社における標準賞与額を、請求期間②及び③は18万円、請求期間⑤は10万円、請求期間⑥は15万円、請求期間⑦は18万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②、③、⑤、⑥及び⑦の訂正後の各標準賞与額（上記1の訂正後の各標準賞与額（請求期間②及び③は17万6,000円、請求期間⑤は9万8,000円、請求期間⑥は14万3,000円並びに請求期間⑦は17万6,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。